

教育者

岩谷 巖

特別支援教育に関する国の動きとして二〇一七(平成十九)年には、学校教育法の一部改正により従来の特殊教育が発達障がい等を含める特別支援教育となり、今まで特定の障がいに対応していた盲・聾・養護学校が複数の障がいに対応できる特別支援学校となった。

二〇一一年八月には障害者基本法の一部改正が行われ、共生社会の定義と障がい理由とした差別的禁止が位置付けられた。二〇一三年九月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、障がいのある児童生徒について、従前は特別支援学校への就



石川支援学校たまかわ校 (旧玉川村立川辺小)

東日本大震災を経て二〇一三年三月には、福島県立特別支援学校全体整備計画が策定され、さらに二〇一五年三月には、県立特別支援学校整備指針が策定されて、東日本大震災において顕在化した課題や特別支援学

学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたが(認定就学者)、これを改め、

市町村教育委員会が個々の障がいの状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとした(認定特別支援学校就学者)。高等学校においても、

発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒が在籍していることから、二〇一八年度より、高等学校における通級による指導の制度が運用開始される予定である。

本県における特別支援教育の動きとして、二〇〇九年九月に学校教育審議会から「今後の特別支援教育の在り方について」の答申があり、「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進という基本理念が示された。

# 共に学び、共に生きる

FUKUSHIMABIITO

たむら支援学校

(旧田村市立善山小)



校施設を巡る現状や課題に対応する視点も含めた対応について示された。

特に小中学校等の児童生徒数が減少しているの比べ、特別支援学校の児童生徒数は増加しており、それに伴い二〇一五年四月には、いわき支援学校くほた校が勿来高校内に開校し、二〇一七年四月には、巖の「聾生教諭」の実践が行われた玉川村に「石川支援学校たまかわ校」が、巖が影響を受けた河野広中の出身地域である田村市に「たむら支援学校」が開校した。現在、本県における特別支援学校は、福島大学付属特別支援学校、福島市立福島養護学校を含め十七本校、八分校の計二十五校である。

二〇一六年十二月の県議会で、盲・聾・養護学校から支援学校への校名変更の条例改正案が可決され、福島県立聾学校は、福島県立聴覚支援学校となった。現在本校(郡山市)、分校(福島市・会津若松市・いわき市)合わせて百八人の幼児児童生徒が学んでいる。

聴覚支援学校の職員玄関の右側に、伝統的な教えである「前の者は後の者を、後の者は前の者に」の石碑がある。これは前に生まれた者は後に生まれた者を導き、後に生まれた者は前に生まれた者を訪(と)らうという意味で、かつて校長であった海野昇雄氏(福島県特殊教育史の著者)が、中国の僧である道綽の安楽集から引用し、子どもたちに残された言葉である。われわれは、特別支援教育の先覚者である岩谷巖の実践を知ることにより、障がいがあるなにかかわらず、一人一人を大切にする先人の教育への熱い思いを引き継ぎ、子どもたちの可能性を信じ、未来に向けて真摯(しん)に教育実践をしていかなければならない。

## 先人の熱い思いを継ぐ

話でコミュニケーションができるようになってきている。しかし、個々の聴覚障がいの状況や集団の中での聞こえにくさは当然あり、彼らにとって手話が必要なコミュニケーションの一つである。現在県内では、郡山市が唯一手話言語条例を制定しており、今後広がっていくことが予想される。

※13日からは詩人の若松丈太郎氏が文学研究者・評論家の荒正人について執筆します。



「前の者は後の者を 後の者は前の者に」の碑—郡山市の県立聴覚支援学校

### 主な参考文献

「岩谷巖『聾生教諭』の実践」(岩谷巖の小高小学校運営と河野広中)「資料からたどる小高小教員岩谷巖の実践と河野広中」(いずれも有我堂)、「石陽社の発会は明治11年2月11日」(有志会談)から「石陽社」創設へ」(石川の歴史を学ぶ会、有賀寛)、石川史談第21号(石陽史学会)、河野播州傳 上巻・下巻(河野播州傳編纂会)、玉川村史(玉川村史)、「玉川村の教育(明治年間)」、玉川村史(玉川村史)、「小高小沿革」明治6年、13年、玉川村立玉川第一小学校(岩谷巖)「学制百年史」(共生社会の形成に向けたイニシアチブ教育システム構築のための特別支援教育の推進)(いずれも文部科学省、福島県特殊教育史(海野昇雄)、今後の特別支援教育の在り方について)、「地域で共に学び、共に生きる教育」(目指す)、「福島県立特別支援学校整備指針」(福島県教育委員会)、「福島県立特別支援学校整備指針」(県立特別支援学校整備指針)「平成29年度福島県の教育」第6次福島県総合教育計画平成29年度アクションプラン(いずれも福島県教育委員会)